

改正

令和4年2月21日告示第9号

四万十町高等学校通学費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、四万十町補助金等交付規則（平成18年四万十町規則第50号）第20条の規定に基づき、四万十町高等学校通学費助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 町長は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める町内の高等学校（以下「高校」という。）へ通学する生徒の保護者の経済的負担を軽減し、高校への進学を促進等を図るため、予算の範囲内で助成金を交付する。

(交付対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者は、通学に公共交通機関の定期乗車券を利用している高校の生徒（以下「該当者」という。）の保護者とする。ただし、他の制度において通学費の補助等を受けている者又は市町村民税の滞納がある者は、交付の対象としない。

全部改正〔令和4年告示9号〕

(交付対象期間)

第4条 助成金の交付の対象となる期間は、該当者が高校へ通学している期間とする。

(交付対象経費等)

第5条 助成金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、第3条第2号に規定する定期乗車券の購入費とする。

2 助成金の額は、対象経費の2分の1の額とする。

3 前項の規定にかかわらず、該当者が町内から通学している場合であって、1月当たりの対象経費が6,000円を超えるときは、対象経費から3,000円を減じた額とし、該当者が町外から通学している場合であって、1月当たりの対象経費が10,000円を超えるときは、対象経費から5,000円を減じた額とする。

4 前2項の規定により算出した1月当たりの助成金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

5 交付対象期間中に交付する助成金は、該当者1人につき36月分を限度とする。

(交付の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、四万十町高等学校通学費助成金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 在学証明書又は学生証の写し

(2) 定期乗車券の写し

2 前項の申請は、対象経費が発生した年度の4月から3月までの1年間分について行うこととし、申請書の提出期限は当該年度の3月末日とする。ただし、町長が必要と認める場合は、1年間分を複数回に分けて申請することができる。

(交付の決定)

第7条 町長は、前条の申請書を受領し、その内容が適当であると認めた場合には、助成金の交付を決定し、四万十町高等学校通学費助成金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請を行った者(以下「申請者」という。)に通知するものとする。

(助成金の交付)

第8条 助成金は、その交付の決定後、申請者の請求により交付するものとする。

(決定の取消し等)

第9条 町長は、申請者が偽りその他不正な行為により助成金の交付を受けたと認めた場合には、助成金の交付の決定を取り消し、当該助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年2月21日告示第9号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。